

地域振興・地域貢献に関する包括協定

株式会社ファミリーマート（以下「甲」という。）と千葉県（以下「乙」という。）は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び乙が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、地域振興・地域貢献に取り組むための基本的な事項を定める。

（甲の役割）

第2条 甲の地域振興・地域貢献に関する基本的な方針は、以下に掲げるとおりであり、甲はこの方針の下に、ガイドラインを尊重して千葉県内のファミリーマート全店で積極的な地域貢献に努める。

地域との連携推進、各種事業への協力・参加に関すること

千葉県オリジナル商品の開発・販売に関すること

千葉県産品の販売・活用に関すること

健康増進・食育に関すること

環境対策・リサイクルに関すること

青少年育成に関すること

社会貢献に関すること

地域防災への協力に関すること

防犯に関すること

観光情報・振興に関すること

（乙の役割）

第3条 乙は、甲の前条の取組について、積極的な情報発信、関係機関との調整等を通じ、甲の円滑な地域貢献活動に資するよう努める。

（意見交換）

第4条 前二条の取組を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に意見交換を行う。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、締結日より平成22年3月31日までとし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から解消の申し出がない限りは、1年間有効期間を延長するものとする。またその後も同様とする。

(総合窓口)

第6条 この協定に関する総合窓口は、以下のとおりとする。

甲：千葉ディストリクト 管理業務グループ

乙：商工労働部経営支援課商業・大型店室

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年5月11日

甲 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社 ファミリーマート
代表取締役社長 上 田 準 二

乙 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千 葉 県
千葉県知事 森 田 健 作